

## 議案第 33 号

取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

取手市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 33 年条例第 7 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 6 月 8 日提出

取手市長 中 村 修

### 提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが 5 類感染症に移行され、人事院規則が改正されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合における特殊勤務手当の特例を廃止するため、本条例の一部を改正するものです。

## 取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

取手市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和33年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="292 609 384 645">付 則</p> <p data-bbox="204 663 392 698">1 及び 2 （略）</p>	<p data-bbox="898 609 991 645">付 則</p> <p data-bbox="810 663 999 698">1 及び 2 （略）</p> <p data-bbox="839 714 1393 795"><u>（感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例）</u></p> <p data-bbox="810 810 1393 1305">3 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて、規則で定めるものに従事したときは、特殊勤務手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。</u></p> <p data-bbox="810 1328 1393 1453">4 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき4,000円以内で規則で定める額とする。</u></p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。